

平成 23 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録

日 時 : 平成 24 年 3 月 7 日 (水) 14 時 00 分～15 時 50 分
場 所 : 岸記念体育会館 理事・監事室
出 席 者 : 坂本本部長、佐藤 (玉)、住谷、宇津木の各副本部長
霜觸、谷藤、藤沼、上杉、吉田、安川、大橋、組橋、川久保、野田、
望月、佐々木、佐藤 (高)、長尾、宗像、工藤の各常任委員
〈委 任〉原、富田の各常任委員
—委員総数 22 名、うち出席 22 名 (委任 2 名を含む)
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。
〈事務局〉小林部長、江橋課長、他少年団課員

議事に先立ち、坂本本部長からの挨拶の後、本部長を議長として、議事に入った。

〈議 案〉

1. 平成 23 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

3 月 8 日開催の第 2 回委員総会は、「日本スポーツ少年団常任委員の選出について」をはじめとする 6 点を審議すること、また、3 点の報告を行う旨を諮り、これを承認。

2. 東日本大震災に伴う対応について

東日本大震災により登録行為が完了せず、日常の団活動や各種大会等への参加が制限されてしまうことを防ぐ観点から、登録に関する特別措置について、

- ① 平成 22 年度登録者は、平成 23 年度に引き続き平成 24 年度もスポーツ少年団登録を行っているものと見なす。
- ② 平成 23 年度から新規にスポーツ少年団活動に参加した者のうち、平成 24 年度もスポーツ少年団活動に参加する者については、スポーツ少年団登録を行っているものと見なす。
- ③ 平成 24 年度から新規にスポーツ少年団活動に参加する者については、登録手続きが完了しているものと見なす。

とする。また、震災による被害が大きい各県スポーツ少年団への調査を踏まえ、対象地域は、平成 23 年度同様、岩手県、宮城県、福島県内の 104 市町村とする。

さらに、該当者の取扱いとして、

- ① スポーツ少年団が主催する事業への参加は、団員・指導者ともに参加可能とする。
- ② 日本スポーツ少年団指導者制度第 3 条第 5 項「資格の喪失」第 1 号「スポーツ少年団登録を行わなかったとき」に該当せず、資格を喪失しない。
- ③ 平成 24 年 3 月 31 日及び平成 24 年 9 月 30 日が有効期限となっている認定育成員資格保有者の平成 24 年度の研修会の受講義務を免除する。
- ④ スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会修了者の資格認定は日本スポーツ少年団指導者制度に基づく。
- ⑤ 組織整備強化事業における登録数は、平成 22 年度登録確定時の登録数を平成 24 年度分として扱う。

以上の内容について諮り、これを承認し、委員総会に付議することとした。

3. 平成 24 年度日本スポーツ少年団事業計画及び予算について

平成 24 年度事業計画については、昨年 6 月開催の平成 23 年度第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会にて承認を得、また、承認された事業計画に基づく予算編成は本部長一任事項となっていた。その後、「Sport JUST」の発行形態の変更及び東日本大震災被災地のスポーツ少年団員をドイツに派遣すること等に伴い、日本体育協会で全体的な調整を行った平成 24 年度事業計画・予算について説明。

【事業計画の主な変更点】

- ① 「東日本大震災被災地スポーツ少年団団員ドイツ派遣事業」を新たに実施する。また、当初 115 名を予定していた派遣者数は、70 名に計画変更する。しかし、ドイツスポーツユーゲント（以下、dsj という。）と派遣者数の増員について協議中であり、今後、派遣者数に変更が生じる可能性がある。
- ② 「情報誌の発行」は、少年スポーツ情報誌「Sport JUST」と「指導者のためのスポーツジャーナル」を統合し、新情報誌「Sports Japan」を発行する。創刊日は 5 月 10 日、年 6 回の通常号に加え年 2 回の特別号を発行する。
- ③ 「スポーツ活動サポートキャンペーン事業」では、平成 23 年度まで実施していた「ジュニアスポーツセミナー」を取り止め、都道府県で実施する指導者、育成母集団を対象とした研修事業において、研修内容に熱中症対策の情報提供に協力があった場合、育成奨励費を交付する事業を実施する。

【予算】

<収入の部>

- ① 「登録料」は、平成 23 年度の登録数から判断した減少率、また、議案 2 で承認されたとおり、東日本大震災の被災地で見なし登録を実施するため、団員は 3 万名減の 75 万 2 千名、指導者は 460 名減を見込み、9 百 32 万 2 千円減の 3 億 6 千万円。
- ② 「補助金等」はスポーツ振興くじ助成金で、新情報誌発行経費を新たに要望したことから、6 千 1 百 93 万 5 千円増の 6 千 8 百 31 万 6 千円。競輪公益資金補助金は、Sport JUST 発行経費に対する補助金を減額したことから、3 千 4 百 95 万 5 千円減の 4 千 13 万 5 千円。文部科学省委託金は、日独指導者セミナーの実施該当年のため、5 百 22 万円増の 5 百 22 万円となる。
- ③ 「繰入金等」は寄付金で、新たに創設 50 周年記念事業寄付金として、8 百 70 万円増の 1 千万円。繰入金は、8 百 73 万円減とし、経費計上しない。
- ④ 「負担金」は参加者負担金で、同時交流やシニア・リーダースクールの参加者数を事業計画に基づく参加者数としたこと等により、1 千 3 百 55 万円増の 7 千 7 百 94 万 4 千円。
- ⑤ 「50 周年記念事業特定資産取崩収入」は、積立金を全額取り崩すことにより、8 千 8 百万円増の 1 億円。

収入合計額は、1 億 1 千 8 百 94 万 8 千円増の 7 億 3 千 27 万 7 千円となる。

<支出の部>

- ① 「指導者・リーダー養成・研修事業」は、創設 50 周年記念式典実施のため、平成 24 年度は指導者全国研究大会を中止したことなどから、7 百 28 万円減の

7千3百70万3千円。

- ② 「国内交流事業」は、各種大会の参加者への旅費、参加者数の増などを見込み、2百99万3千円増の9千39万7千円。
- ③ 「国際交流事業」は、日独同時交流派遣・受入での日本団派遣に伴う渡航費の増、平成24年度は日独指導者セミナーを実施すること、東日本大震災被災地スポーツ少年団団員ドイツ派遣事業の実施などにより、2千9百28万5千円増の8千6百5万3千円。
- ④ 「広報出版事業」は、Sport JUSTに代えて情報誌「Sports Japan」の発行経費を計上したことなどにより、1千4百92万1千円減の8千8百94万7千円。
- ⑤ 「組織整備強化事業」は、基礎配分額を60万円としたことから、470万円増の1億3千6百27万3千円。
- ⑥ 「50周年記念事業」は、9千8百万円増の1億1千万円。
- ⑦ 「予備費」は、創設50周年記念事業において、全国展開事業の詳細が決定した際の充当経費として、1千5百95万3千円。

以上のことから、支出合計額は、1億3千24万8千円増となり、収支同額の7億3千27万7千円となる。

以上、平成24年度事業計画及び予算について諮り、これを承認し、委員総会に付議することとした。

なお、平成24年度予算は、各種補助金・助成金は要望額を計上しており、今後変動する可能性があること、また、事業計画及び予算は、今後、3月14日の日本体育協会第6回理事会並びに3月28日の臨時評議員会で、日本体育協会全体の事業計画及び予算として、承認を得ることを併せて説明した。

<意見・要望>

吉田常任委員 平成23年度に岐阜県で開催した全国スポーツ少年大会の運営費は、予算に計上されている金額より低額であった。予算に記載されている金額との差異の内容を教えてください。

事務局 計上している予算は、大会開催県への委託金に加え、本会が直接執行する経費を含んでいる。

4. 日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」について

「第9次育成5か年計画」は、「スポーツ少年団の将来像」を中心に、また、スポーツ立国戦略及びスポーツ基本法に基づき、国が定める諸施策等の内容も十分に念頭においた計画としている。「組織の整備強化」、「指導者・リーダーの養成および指導体制の拡充」、「活動の充実」を大きな柱とし、日本スポーツ少年団並びに都道府県及び市区町村スポーツ少年団が取り組むべき内容を明示した。

【施策項目とブロック会議以降の主な変更点】

(以下の番号は、「第9次育成5か年計画」の項目番号に則る)

1. 組織の整備強化

「(1) 市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化」、「(2) 関係機関・団体等との連携」、「(3) 登録システムの改善」を施策項目とする。

また、ブロック会議での意見を踏まえ、「(2) 関係機関・団体等との連携」には、スポーツ少年団も総合型地域スポーツクラブも地域のスポーツクラブとして、共に地域でのスポーツを支えていく組織として協力連携していくことを目的に「③ 総合型地域スポーツクラブとの連携」を追加した。

2. 指導者・リーダーの養成および指導体制の拡充

「(1) 指導者の資格取得促進及び女性指導者の拡充」、「(2) 指導者の研修促進」、「(3) 指導者協議会の充実・強化」、「(4) リーダー資格取得の促進とリーダー活動の充実」、「(5) 育成母集団の活動の充実」を施策項目とする。

3. 活動の充実

「(1) 安全対策の確立」、「(2) 団員の加入及び継続活動充実」、「(3) 地域スポーツクラブとしての発展」、「(4) 国内交流事業の充実」、「(5) 国際交流事業の充実」、「(6) 活動プログラムの研究・活用と運動適性テストの活用」、「(7) PR活動の充実・強化」を施策項目とする。

また、専門部会での協議を踏まえ、「(2) 団員の加入及び継続活動充実」の「③ 幼児加入のための条件整備」は、活動プログラムの作成期間を2年間に変更し、活動プログラムを普及する期間を設けた上で、登録規程施行細則を第5年次に改訂する計画とした。

「(2) 団員の加入及び継続活動充実」では、スポーツ少年団が障害を持った子どもたちも含め、全ての子どもたちを受け入れる青少年スポーツ団体であること、障害を持った子どもたちにもスポーツ少年団で活動する機会を提供できることを周知していくことを目的に「④ 障害を持った子どもたちの加入促進」を追加した。

さらに、スポーツ少年団が核となって総合型地域スポーツクラブへの発展に歩みを進め、スポーツ少年団が拡充・発展することを目的に、「(3) 地域スポーツクラブとしての発展」を追加した。

「(7) PR活動の充実・強化」の「① 効果的 PR 方法の構築」は、「効果的 PR 活動の検討」から表現を変更し、また、PR 計画を2年間で策定する年次計画に変更、「② 単位スポーツ少年団の広報活動への支援」は、広報ガイドブックの見直し及び改訂を2年間で実施、その後3年間で広報ガイドブックの活用方法を周知する年次計画に変更した。

以上、日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」及び策定解説書について語り、これを承認。

なお、今後は委員総会での審議を経て、平成24年4月1日付で策定することを併せて説明。

<意見・要望>

上杉常任委員 スポーツ少年団が総合型地域スポーツクラブとして発展していく上で、二重登録料の問題をはじめとした多岐にわたる問題があり、団員確保の観点と相反することになりかねない。計画に取り組んでいく上で、問題点をよく抽出し、対応してほしい。

吉田常任委員 総合型地域スポーツクラブへの発展を考えていく上で、現在活動している団員・指導者の負担が増さないよう、具体的な施策を実務者会議で充分検討いただきたい。

- 大橋常任委員 幼児加入を実施することにより、競技志向の高い単位スポーツ少年団が、団員確保のため、幼児を獲得しようという動きも起こりかねない。幼児の健全な成長の妨げにもなりかねないので、単に、競技的な運動・スポーツの前倒しにならぬよう留意してほしい。
- 安川常任委員 実務者会議の構成メンバーは、現段階でどのように考えているのか。
- 事務局 具体的には今後決定するが、総合型地域スポーツクラブ関係者やクラブアドバイザーなどに加え、組織的な支援の必要性も踏まえ、市区町村スポーツ少年団関係者などで構成したいと考えている。

5. 全国スポーツ少年団軟式野球交流大会について

平成 26 年度第 36 回以降の大会の開催形態に関し、ブロック会議において意見を聴取した結果、改めて都道府県スポーツ少年団の意向を聴取し、慎重に結論を出すべきとの意見があった。

そのため、本大会を所管する活動開発部会で協議した結果、都道府県スポーツ少年団を対象に開催形態等に関する意向調査を実施した上で、開催方法を決定するとの結論に至った。

以上のことから、本来であれば開催基準要項に基づき、平成 23 年度第 2 回委員総会で決定する必要がある平成 26 年度の大会開催地並びに同年度以降の大会開催形態について、平成 24 年度委員総会で決定する旨を諮り、これを承認。

6. 平成 26 年度全国スポーツ少年大会及び競技別交流大会の開催地について

平成 26 年度に近畿ブロックが担当する全国スポーツ少年大会、東地区が担当する競技別交流大会の開催地は、各ブロックでの調整の結果、第 52 回全国スポーツ少年大会は大阪府、第 37 回全国スポーツ少年団剣道交流大会は埼玉県、第 12 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会は福島県となった。

なお、各開催府県スポーツ少年団及び府県体育協会等関係機関の承認を得た時点で最終決定としたい旨を諮り、これを承認し、委員総会に付議することとした。

7. 2012 年日中青少年スポーツ団員交流の日本団について

隔年で派遣・受入を実施しており、本年度は震災の影響により中国団団員の受入を中止した本事業については、中華全国体育総会と協議した結果、平成 24 年度は予定どおり日本団を中国に派遣することが概ね決定した。

今後、中華全国体育総会より正式な回答が得られた際は、国際交流受入ローテーションに従い、昨年、受入予定地であった千葉県を中心に関東ブロックの計 8 都県より、参加者を募集する。

そのため、各都県から推薦される参加者の内定・決定並びに団長団の人選については、佐藤活動開発部会長及び坂本本部長に一任する旨を諮り、これを承認。

8. 第 39 回日独スポーツ少年団同時交流の日本団について

団長団の編成にあたり、団長は望月浩一郎常任委員に依頼したい、また、現在調整中の総務、庶務の人選については、坂本本部長及び佐藤活動開発部会長に一任したい旨を諮り、これを承認。

また、日本団派遣者の内定及び決定については、坂本本部長及び団長候補者の望

月常任委員に一任とする旨を併せて諮り、これを承認。

事業計画に基づく派遣に向けて、ブロック選出常任委員に対し、各グループで調整の上、候補者を推薦してほしい旨を依頼した。

なお、dsj より、中国グループのパートナー団体として、ザクセンアンハルトを追加したいとの要望があったことから、中国ブロックの大橋常任委員に対し、中国ブロック内で調整の上、パートナー団体の追加の可否について3月末日までに回答してもらうよう依頼した。

<意見・要望>

大橋常任委員 日独同時交流の指導者派遣条件のひとつである年齢制限を撤廃してほしい。対象年齢の指導者には仕事があり、渡独にあたり時間を捻出することが困難である。一方で、定年退職後、時間もあり、活発に活動している指導者は少なくない。年齢に関する条件に関し、活動開発部会で検討いただきたい。また、ドイツへ派遣されたリーダーが、それぞれのリーダー会等だけでなく、ジュニア・リーダースクールや指導者・育成母集団研修会などで情報を発信していくべきである。

9. 東日本大震災被災地スポーツ少年団団員ドイツ派遣事業の日本団について

団長及び総務の2名で編成する団長団について、団長は、事業の対象となる被災県の代表者が就任することが適任であるとの考えから、岩手県スポーツ少年団本部長の谷藤文明常任委員に依頼したい、また、総務の人選は、坂本本部長及び佐藤活動開発部会長に一任したい旨を諮り、これを承認。

<報告事項>

1. 平成23年度第3回日本スポーツ少年団常任委員会議事録について

資料に基づき報告。これを了承。

2. 日本スポーツ少年団創設50周年記念事業の事業計画等について

去る1月開催の第1回日本スポーツ少年団創設50周年記念事業実行委員会において、同事業の事業計画、予算および寄付金募集が承認された。

記念事業としては、①記念講演・インタビュー、②式典、③創設50周年記念誌発行、④功労者・優秀団の表彰、⑤感謝状の贈呈、⑥都道府県スポーツ少年団等が実施する創設50周年記念事業等を実施する。予算は、事業計画に基づき、1億1千万円の収支同額で編成した。寄付金募集については、都道府県スポーツ少年団は1口3万円、市区町村スポーツ少年団は1口5千円、その他スポーツ少年団に係る企業・団体・個人には1口5千円を依頼する。

また、事業計画において、「都道府県スポーツ少年団等が実施する創設50周年記念事業」として位置づけている全国展開事業は、団員のみならず、指導者や保護者をはじめとした関係者自らが活動する地域の清掃・美化活動と地域の交流事業を実施する計画としており、実施期間は平成24年4月1日から12月31日までとし、各都道府県・市区町村スポーツ少年団が活動日及び具体的な活動内容を決定することとしている。

なお、全国展開事業実施の正式な承認は、今後開催する日本スポーツ少年団創設

50周年記念事業実行委員会での協議後となる旨を併せて説明。

以上、いずれも了承。

<意見・要望>

- 大橋常任委員 例えば、全国の単位スポーツ少年団に対して、団旗に付けるペナントを配布するなど、日本スポーツ少年団が創設 50 周年を迎えることをもっと周知するべきである。それによって、団員や指導者が、日本スポーツ少年団の組織の一員であることや、スポーツ少年団の歴史を知ることにつながるのではないか。
- 組橋常任委員 式典への各都道府県スポーツ少年団からの参加枠は何名なのか。
- 事務局 各都道府県スポーツ少年団 4 名としている。
- 安川常任委員 日本スポーツ少年団の創設 50 周年記念事業実施にあたり、単位スポーツ少年団は直接関わりがあるのか。
- 事務局 説明したとおり、「都道府県スポーツ少年団等が実施する創設 50 周年記念事業」として位置づけている全国展開事業で単位スポーツ少年団には、自らが活動する地域の清掃・美化活動等を依頼する予定である。
- 吉田常任委員 全国展開事業実施にあたっての経費は、日本スポーツ少年団から支出されるのか。
- 事務局 事業に実施経費については、市区町村スポーツ少年団に負担いただく予定だが、本事業参加者全員への参加証の作成を検討している。
- 吉田常任委員 例えばペナントなど、創設 50 周年であることが子どもたちにも伝わるよう、記念に残るものは検討してほしい。
- 安川常任委員 シール 1 枚でも良いので、スポーツ少年団に登録した人たちが創設 50 周年だと認識できるようにしてほしい。
- 事務局 平成 24 年度の団員章をはじめとしたスポーツ少年団登録認定資料に「創設 50 周年」である旨を記載している。
- 上杉常任委員 功労者表彰の具体的な推薦基準は決まっているのか。
- 事務局 具体的な年数は所管部会で協議しており、今後実行委員会で審議の上、都道府県スポーツ少年団宛に案内することとしたい。
- 吉田常任委員 功労者の推薦者数の上限はあるのか。
- 事務局 上限は決めておらず、スポーツ少年団への登録年数が基準となる予定である。

3. 平成 23 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

各ブロックとも開催主管府県の協力により予定どおり終了した。

「平成 24 年度日本スポーツ少年団事業計画・予算」について協議し、大筋で了解が得られたこと、また、「日本スポーツ少年団第 9 次育成 5 か年計画」や「日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業」等に関する意見・要望を得て、これらの内容について各専門部会で検討を行っている旨を報告。以上、これを了承。

4. 新情報誌について

少年スポーツ情報誌「Sport JUST」と「指導者のためのスポーツジャーナル」を統合して発行する新情報誌は、タイトルを「Sports Japan」とし、年6回の通常号に加え、スポーツ少年団関係者向け及び日本体育協会公認スポーツ指導者向けにそれぞれ1回、計2回の特別号を予定し、2012年5月10日を創刊予定日としている。

また、総発行部数は188,100部とし、スポーツ少年団、公認スポーツ指導者、その他に総合型地域スポーツクラブをはじめとした関係団体等に配布する予定としており、各単位スポーツ少年団には、これまでより1部増の2部を代表指導者宛に送付する旨を報告。以上、これを了承。

5. 剣道・バレーボール交流大会の感謝状の贈呈について

3月末に開催される第34回剣道交流大会及び第9回バレーボール交流大会の開催に伴う感謝状について、両大会の実行委員と調整の結果、剣道交流大会は財団法人山梨県剣道連盟をはじめとする2団体、バレーボール交流大会は鶴岡市をはじめとする3団体に対して贈呈する旨を報告。これを了承。

6. 専門部会及びプロジェクト報告

第3回常任委員会以降に開催した各専門部会及びプロジェクトの協議事項について次のとおり報告。

なお、各専門部会の協議事項のうち、本常任委員会における議案、報告事項については報告を省略した。

【指導育成部会】

去る12月9日及び2月20日に開催した指導育成部会について、富田部会長が欠席のため、事務局より次の6点について報告。

○ 日本スポーツ少年団創設50周年記念事業について

記念講演、記念インタビュー出演者は、スポーツ少年団出身者に限定し、選定することとした。

また、広島県スポーツ少年団から提案のあった全国展開事業については、47都道府県スポーツ少年団で実施できる事業内容を検討していくこととした。

なお、功労者の表彰基準、感謝状贈呈基準、全国清掃・美化活動等については、結果を実行委員会に付議することとした。

○ スポーツ少年団認定育成員研修会について

平成24年度の講義時間を増やすこととした。

○ 全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

開催主旨、プログラム内容の見直しを行うとともに、リーダー養成ワーキンググループでの協議内容を踏まえ、リーダー会活動の普及に向けた情報交換を行うこととした。

○ スポーツ少年団認定育成員資格新規認定及び復活について

新規認定については、宮城県をはじめとした10県より推薦があった16名を承認した。

また、資格の復活については、岐阜県より1名の申請があり、平成24年度の研修会参加を条件に認めることとした。

○ 平成23年度シニア・リーダーの認定について

全過程を修了した123名をシニア・リーダーとして2月20日付けで認定し

た。また、スクーリング後の通信研修で辞退者 1 名がいた他、締切までに通信研修課題の提出がなく、認定の要件を満たさなかった者が 1 名いた。

なお、「平成 24 年度日本スポーツ少年団事業計画」、「第 9 次育成 5 か年計画」、「東日本大震災に伴う対応」については、議案で取り扱ったため、説明は省略した。

【広報普及部会】

去る 12 月 13 日及び 2 月 21 日に開催した広報普及部会について、住谷部会長より次の 2 点について報告。

- 日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業について
記念誌の台割、構成及び特別企画の内容を加筆・修正していくこととした。
- 日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業記念誌部会員の委嘱について
記念誌作成にあたり、日本体育協会事務局職員であった古賀香正氏（スポーツ安全協会）に記念誌部会員として委嘱することとした。

なお、「平成 24 年度日本スポーツ少年団事業計画」、「第 9 次育成 5 か年計画」については、議案で取り扱ったため、説明は省略した。

【活動開発部会】

去る 12 月 15 日及び 3 月 2 日に開催した活動開発部会について、佐藤部会長より次の 7 点について報告。

- 日本スポーツ少年団創設 50 周年記念事業について
式典及びレセプションの招待者は、各都道府県スポーツ少年団からの出席者を原則として本部長 1 名、他 3 名の計 4 名とした。また、団員アトラクションは、全国で唯一、鼓笛を登録種目とする三重県の単位スポーツ少年団を第一候補とした他、特別功労者の表彰基準を新たに設けることとした。
なお、以下の内容については、部会長と事務局に一任とした。
 - ・ 記念講演、記念インタビュー、式典、及びレセプションの司会
 - ・ 各都道府県スポーツ少年団からの出席者 4 名以外の招待者
 - ・ 式典及びレセプションにおけるプログラムの内容、人数、及び出席者等の最終調整
 - ・ 特別功労者の表彰基準
- 日中青少年スポーツ交流について
日中スポーツ少年団国際交流覚書については、10 月の日中指導者交流中国団受入の際、中華全国体育総会幹部と今後の交流について協議し、中国側から、今後も従前同様、団員及び指導者交流を継続したい旨の意向が示され、今後の事業継続にあたり、覚書を改めて締結したいとの意向が併せて示された。このことから、覚書の原案について協議し、新たに覚書の有効期間を 2012 年から 2017 年までの 6 年間を追加し、中国側へ提案することとした。
- 日独スポーツ少年団同時交流（第 39 回以降）の共通テーマについて
第 39 回及び第 40 回の共通テーマとして、「今、私たちにできる社会貢献～スポーツで何ができるか～」を dsj へ提示することとした。

○ 2012 年日独青少年指導者セミナーについて

文部科学省からの公募内容が従前同様であることを前提として、公募へ参加すること、2012 年日独セミナー及び 2013 年日独スポーツ少年団指導者交流の共通テーマについては、「子ども・若者の健康」を dsj へ提示することとした。

○ リーダーズアクション 2012 第 50 回全国スポーツ少年大会における SHIPS 活動について

開催県である千葉県から、近年の各県参加者の実情に鑑み、本来であれば県別対抗である SHIPS 活動を生活班対抗で実施したい旨の要望があり、これを認めることとした。

○ 日独スポーツ少年団同時交流について

第 39 回の日独同時交流について、dsj から派遣可能年齢の上限を超える団員を派遣したい旨の要望があり、協議の結果、相応の理由があることから、当該団員の受入先となる各県の上承を得ることを条件に、来日を認めることとした。

なお、現協定期間である第 39 回から 42 回においては、同様の案件が発生した場合には、部会の承認は問わず、受入グループの了解を以って、来日を認めることとした。

なお、「平成 24 年度日本スポーツ少年団事業計画」、「第 9 次育成 5 か年計画」、「第 36 回以降の全国スポーツ少年団軟式野球交流大会」、「平成 26 年度全国スポーツ少年大会及び競技別交流大会の開催地」、「東日本大震災被災地スポーツ少年団団員ドイツ派遣事業」については、議案で取り扱ったため、説明は省略した。

【リーダー養成ワーキンググループ】

去る 1 月 16 日及び 2 月 15 日に開催したリーダー養成ワーキンググループについて、事務局より次の 3 点について報告。

○ 平成 23 年度シニア・リーダースクール参加者評価について

第 3 回会議では、スクーリング以降に実施した通信研修課題の評価に基づき、4 名をフォローアップ研修対象者とし、追加課題を課した。また、第 4 回会議では、フォローアップ研修対象者から提出された課題の評価も踏まえ、本年度は 123 名を認定候補者とした。なお、スクーリング後の通信研修で辞退者 1 名がいた他、締切までに通信研修課題の提出がなく、認定の要件を満たさなかった者が 1 名いた。

○ 平成 24 年度シニア・リーダースクールについて

プログラム内容を協議するとともに、参加者評価を従前よりも客観的に行うための評価システムについて協議し、24 年度以降、活用していくこととした。

○ 平成 24 年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

平成 24 年度のテーマを、シニア・リーダースクールで習得するプログラム内容やシニア・リーダーの活用方法の周知を目的として、「シニア・リーダー養成の現状～シニア・リーダースクールの企画・運営～」とした。

以上、専門部会・プロジェクト報告を了承。

<意見・要望>

藤沼常任委員 日独同時交流について、本年度は東日本大震災の影響により、ドイツ団は定員を大きく割り込んでの来日となったが、来年度は定員どおりの来日になるのか。また、創設 50 周年記念式典は、各都道府県スポーツ少年団からの参加枠である 4 名を超えての参加は可能か。

事務局 日独同時交流に関しては、現状、事業計画に基づき、定員どおりの 125 名が来日する予定であり、dsj においても、参加者を募集している段階である。また、創設 50 周年記念式典への参加枠については、会場のキャパシティの問題もあるため、必ずしもご要望に応えられるとは限らない。

7. ブロック報告

特になし。

<その他>

・平成 24 年度常任委員会・委員総会の開催日程について

資料に基づき、会議開催日程を報告。これを了承。

・その他

<意見・要望>

大橋常任委員 東日本大震災被災地のスポーツ少年団に対しては見なし登録措置を講じているが、この 1 年でどのように変わってきたのか知りたい。また、いまだに従来の活動ができず困っているとしたら、日本スポーツ少年団でプロジェクトを立ち上げ、不足物資の提供などを行っていけないだろうか。

事務局 3 月 10 日発行の Sport JUST の特集として、岩手県、宮城県、福島県の各県スポーツ少年団の現状を掲載する。さらに、各県スポーツ少年団ホームページでは支援の要望を公開している。また、スポーツ振興くじを財源として、被災地の各市町村スポーツ少年団からの要望に応じて、スポーツ用品を提供する事業も実施した。

谷藤常任委員 がれき処理や原発の問題など、被災した各県で状況が違う。現在も被災状況やニーズの把握を進めている段階なので、改めて機会があれば、復興にご協力いただきたい。心遣いに感謝している。

以上、全ての議事を終了し 15 時 50 分閉会。